令和７年度第４回宍粟市地域公共交通会議次第

日時　令和８年１月 29 日(木)　午後１時 30 分～
場所　宍粟防災センター５階　ホール

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

（１）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について……6
・地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

（２）路線バスの運行の見直しについて（令和８年４月１日改正）……20
①城下線
②城下線・梯河東線・与位河東線
③染河内川西線・下三方線

（３）地域内フィーダー系統補助に係る地域公共交通計画変更届出について……23

（４）小型バス路線運行車両に係る移動円滑化基準適用除外について……30

４　報　　告

（１）路線バス・三方繁盛つれてってカー・ちくさええとこバスの利用実績について……31

（２）令和８年４月１日以降の運行ダイヤの変更について

５　そ の 他

６　閉　　会

宍粟市地域公共交通会議委員名簿（第4回）

■委員　R6.6.27～R8.3.31

	所　　属	役　　職	氏　名	出欠	備考
1	宍粟市	宍粟市副市長	富田　健次	○	会長
2	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局次長	春名　豊滋	欠	副会長
3	住民代表	宍粟市連合自治会（山崎町連合自治会　代表）	井上　茂弘	○	
4	住民代表 自家用有償旅客運送実施団体代表	宍粟市連合自治会（一宮町連合自治会　代表） 三方繁盛つれてってカー運営委員会	小林　浩	○	監事
5	住民代表	宍粟市連合自治会（波賀町連合自治会　代表）	柿本　義人	○	
6	住民代表	宍粟市連合自治会（千種町連合自治会　代表）	春名　誠	○	
7	住民代表	公募委員	中林　久美子	○	
8	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	鎌田　惠司	○	監事
9	学識経験者	兵庫県立大学　教授	兒山　真也	○	
10	バス事業者代表	神姫バス㈱　姫路営業所長	清水　忠臣	欠	
11	バス事業者代表	㈱ウイング神姫業務部長	日下部　達也	○	
12	バス事業者団体代表	公益社団法人兵庫県バス協会専務理事	新屋敷　昭一 代理：吉本　路明	○	
13	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲　聖士	○	
14	労働団体代表	㈱ウイング神姫労働組合山崎支部支部長	中里　隆太	○	
15	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	小山　雅弘	○	
16	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	大村　泰三	○	
17	道路管理者	宍粟市建設部建設課長	春名　良信	○	
18	公安委員会	宍粟警察署交通課長	半澤　英明	○	
19	神戸運輸監理部	兵庫陸運部輸送部門　首席運輸企画専門官	木原　健太	○	
20	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐（企画調整担当）	木下　長茂	○	

宍粟市地域公共交通会議事務局名簿

所　　属	役　　職	氏　名	備考
市民生活部	部長	森　本　和　人	
市民生活部	次長	朱　山　和　成	
市民生活部　まちづくり推進課	次長兼課長	中　尾　善　弘	
市民生活部　まちづくり推進課	副課長	前　田　裕　作	
市民生活部　まちづくり推進課	係長	徳　久　阪　朗	
市民生活部　まちづくり推進課	主査	藤　多　祐　太　朗	
健康福祉部　障がい福祉課	課長兼係長	小　椋　憲　樹	
一宮市民局　まちづくり推進課	主幹	橋　本　徹	
波賀市民局　まちづくり推進課	係長	山　内　英　樹	
千種市民局　まちづくり推進課	主査	山　田　築	

■オブザーバー

所　　属	役　　職	氏　名	備考
兵庫県土木部	交通政策課　副課長兼地域交通班長	小　玉　嗣　人	
㈱ウイング神姫	業務部業務課次長	藤　本　直　人	
㈱ウイング神姫	山崎営業所長	上　山　英　則	

宍粟市地域公共交通会議規約

（設置）

第１条　道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地６宍粟市役所内に置く。

（所掌事務）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

（１）　地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。

（２）　地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。

（３）　地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。

（４）　地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。

（５）　地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

（６）　地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

（７）　交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

（８）　前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（組織）

第４条　交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

（１）　住民の代表

（２）　学識経験者

（３）　バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表

（４）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

（５）　道路管理者

（６）　公安委員会

（７）　神戸運輸監理部長又はその指名する職員

（８）　兵庫県の関係職員

（９）　宍粟市副市長

(10)　その他交通会議が必要と認める者

２　自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、宍粟市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

３　委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（役員）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

（１）　会長　１人

（２）　副会長　１人

（３）　監事　２人

２　会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

３　会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

４　副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

５　監事は、交通会議の会計監査を行う。

６　監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

（会議）

第６条　交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

４　交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

５　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

６　交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

７　前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第７条　交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第８条　交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第９条　第３条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等、又は道路運送法第９条第４

項に規定する運賃等に関する協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第10条　交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第11条　交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第12条　交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第13条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（その他）

第14条　この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成26年６月24日から施行する。

附　則

この規約は、令和４年１月26日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年６月25日から施行する。

議事（１）　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

＜協議理由＞

国の補助メニューである地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けるためには、地域公共交通計画のうち、補助事業の対象となる系統について位置付けた計画別紙を作成し、国土交通大臣から認定を受け、事業完了後に事業評価を行い、その結果について地方運輸局長に報告する必要があります。

※根拠法令：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第３条第５項

＜事業評価の目的＞

事業評価は、地域公共交通計画本体及び計画別紙に位置付けた令和７年度（令和６年 10 月１日～令和７年９月 30 日）補助対象事業について、事業の実施状況の確認や目標達成状況等の評価を行い、必要に応じて改善措置を行うことで補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的としています。

＜補助対象系統＞

地域間幹線系統（５系統）

・姫路駅～林田・インター～山崎
・姫路駅～横関～山崎
・山崎～横山
・山崎～ダイセル
・山崎～エーガイヤちくさ

地域内フィーダー系統（11 系統）

・市役所前～下宇原１
・山崎～下比地
・はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知渓谷
・皆木～上垣内
・宍粟市総合教育センター～皆木
・皆木～皆木
・エーガイヤちくさ～内海口
・エーガイヤちくさ～別所
・エーガイヤちくさ～土井
・エーガイヤちくさ～倉谷
・エーガイヤちくさ～倉谷口

近畿様式

宍粟市地域公共交通会議（ネットワーク全体の評価）

１．協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

○地域特性

本市は兵庫県中西部に位置し、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が交差する交通の要衝となっている。面積は南北約 42km、東西約 32km と、兵庫県土の 7.8%を占める 658.54 ㎢で、淡路島より広く、その約 90%が山地である。本市には鉄軌道がなく、主に幹線軸を形成している大型バス（市内幹線）と、それを補完する形で小型バス（地域支線）を運行している。

【宍粟市地域公共交通計画（R6～R15 年度）】

○めざすまちの将来像

まち・生活を支え、みんなで守り育てる地域公共交通

○基本的な方針

１．人とまちをつなぐ地域公共交通ネットワークの充実
２．誰もが安心して利用できる地域公共交通の推進
３．みんなで力を合わせて未来へつなぐ地域公共交通の推進

○計画の目標

【目標１】：地域公共交通の利用者数を維持する
【目標２】：地域公共交通の収支を維持する
【目標３】：財政負担を維持する
【目標４】：市民に地域公共交通の利用を促す

○公共交通の将来像

地域の将来像における位置づけ

生活圏の機能を維持し、人口流出を抑制するため、公共交通のネットワーク化の充実を図る。また、地域の特性に合わせた地域公共交通サービスの整備を行う。

公共交通の機能分類とサービス水準等の設定

位置づけ	役割
大型バス（市内幹線）	市内の都市拠点と生活拠点を結び、市民の日常生活における移動を支える
小型・循環バス・デマンド乗合交通（地域支線）	市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える

広域バス・高速バス（広域幹線）	市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える

公共交通網見直しの方向性

毎年路線評価を行う中で軽微な見直しを進め、次に示す基準を満たさない路線についてはあり方を検討し、基準を満たさない路線については地域の移動実態に応じた移動手段の検討や見直しを行う。

【市内路線バスの見直し基準】

・大型バス路線…平均乗車密度２人以上

・小型バス路線…１便当たりの利用者数に応じて、次の内容で見直し

１便当たりの利用者数	見直しの内容
1.5 人以上	利用促進に力を入れるとともに、更なる利用人数の増加に向け増便を検討します。
1.4 人～概ね 0.8 人	基準人数の達成に向け利用促進に力を入れることとし、減便等は行いません。
概ね 0.7 人以下	利用者数の多い路線との統合や、運行距離の短い路線同士の統合といった大幅な再編の検討、また路線の必要性についても検討します。

公共交通ネットワークのイメージ図

※別添のとおり

２．目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

○評価の基本的な考え方

評価指標によって異なるが、原則、毎年モニタリング調査を実施し、中間見直し時に目標値の検証を行う。なお、本計画の推進にあたっては、「宍粟市地域公共交通会議」が行い、会議内で計画の評価、検証を行うとともに、「地域」「交通事業者」「行政」等の意見交換を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

○評価指標及び評価基準

【評価指標１】バス利用者数

評価指標	現状値（R5）	中間評価値（R10）	目標値（R15）
大型バス年間利用者数	206,518 人	223,100 人	223,100 人
小型バス・循環バス年間利用者数	24,398 人	31,600 人	31,600 人
三方繁盛つれてってカー年間利用者数	177 人	240 人	240 人
広域バス・高速バス年間利用者数	614,063 人	614,000 人	614,000 人

【評価指標２】路線ごとの収支率

評価指標	現状値（R5）	中間評価値（R10）	目標値（R15）
市内を運行する地域公共交通の収支率（年間）	15.2%	15.2%	15.2%

【評価指標３】財政負担の維持

評価指標	現状値（R5）	中間評価値（R10）	目標値（R15）
市が地域公共交通に対して負担している補助額	145,000 千円	現状維持	現状維持

【評価指標４】地域公共交通の利用促進

評価指標	現状値（R5）	中間評価値（R10）	目標値（R15）
しーたんバス時刻表の発行部数	全戸配布	全戸配布	全戸配布
路線バスの乗車体験イベントの実施	-	４回/年	４回/年

３．目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

（１） 取組経緯

鉄軌道を有しない本市では、市内の都市拠点と生活拠点を結ぶ大型バス路線（市内幹線）と、これを補完し主に各集落内の移動を支える小型バス路線（地域支線）が、バス事業者により運行されている。市内一律 200 円の運賃設定により利用促進を図るとともに、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金や県の交付金、市独自の補助制度を活用し、路線バスの確保・維持に努めている。

その一方で、自家用車での移動が定着しており、人口減少や少子化が進む中、一部の路線では利用者数の減少が続いている。加えて、バス運転士の不足が深刻化しており、従来どおりに路線を維持することが難しくなっていることから、路線の減便や一部廃止を余儀なくされている。

目標達成に向けた取組みとして、乗継ぎに配慮したダイヤを設定することや、利用者への聞き取りやアンケート調査によりニーズを把握し、ダイヤやルートを適宜見直すことで、利便性の向上に努めている。見直しにあたっては利用状況に応じた基準を設定し、利用が少ない路線等については、デマンド乗合交通等、代替の移動手段の検討も行う。

また、事業者と協力し、公共交通に親しんでもらう取組みとして、小学校や自治会の老人クラブ等でバスの乗り方教室を開催し、利用促進を図っている。さらに、バス利用の利便性向上を目的に、インターネット上の経路検索サービス向けのデータを整備している。

○協議会の開催状況及び会議の内容
・令和７年１月 28 日　事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について
・令和７年２月 28 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について
・令和７年３月７日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知
・令和７年６月 25 日　R8 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について
・令和７年 10 月 30 日　千種地域内の小型バス２路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8 地域公共交通計画の変更届出について
・令和７年 12 月 22 日　千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8 地域公共交通計画の変更認定申請について

（２）　目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域間幹線系統補助事業	神姫バス(株) (株)ウイング神姫	R6.10.1　～ R7.9.30	幹	通勤・通学、通院、買物等の住民の日常生活を支える身近な公共交通機関として重要な役割を果たしている生活交通バスの維持確保を図るため路線バスに対して支援
地域内フィーダー系統補助事業	(株)ウイング神姫	R6.10.1　～ R7.9.30	フ	市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える地域支線の運行を支援

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
生活バス路線維持確保対策補助事業	(株)ウイング神姫 篠陽タクシー(有)	R6.10.1　～ R7.9.30	市民の日常生活を支える交通手段として、バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資する。

地方バス等公共交通維持確保対策補助事業	神姫バス(株) (株)ウイング神姫	R6.10.1 ～ R7.9.30	広域バス路線を運行するバス事業者に支援を行うことで、市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える。

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
GTFS-JP データの整備	市	R6.12～	インターネット上の経路検索サービスに小型バス路線の経路・時刻表データを掲載し、利便性向上を図る。
バス乗り方教室の実施	市 (株)ウイング神姫	R7.1～	地域住民を対象として乗り方教室を実施し、バスへの関心を高めるとともにバスの利用促進を行う。

生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「（２）目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
GTFS-JP データの整備	インターネット上の経路検索サービスで市内の小型バス路線の時刻表やルートを検索できるようにデータを作成し、サービス事業者へ提供・掲載依頼やオンラインのプラットフォームにてオープンデータとして公開し、利便性向上を図る。	バス利用者数の増加 路線バス認知度の向上

４．具体的取組に対する評価

地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統）に掲げられた目標値の達成状況

【利用者数】

運行系統名	目標値	実績値
山崎～横山	68,000 人	63,704 人
山崎～ダイセル	86,000 人	83,208 人
山崎～エーガイヤちくさ	56,000 人	59,497 人
姫路駅～林田・インター～山崎	300,000 人	306,252 人
姫路駅～横関～山崎	161,000 人	175,668 人
合計	671,000 人	688,329 人

地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統）に掲げられた目標値の達成状況

【利用者数】

目標値：１便あたり２人以上利用者数

補助対象系統全 11 系統中２系統のみ目標を上回った。利用の少ない系統については、沿線住民や利用者との意見交換により、地域の実情に合わせた代替交通の整備も含めて路線の見直しを行ったり、利便性の向上を図ったりするとともに、乗り方教室等を実施するなどして、利用促進を図る。

【収支】

支線として運行する路線の収支率（令和７年度小型・循環バス路線）

目標値：4.6%以上（現状維持）

実績値：3.4%（運賃収入 2,199 千円、経常費用 64,523 千円）

【公的資金投入額】

支線として運行する路線の公的資金投入額（令和７年度小型・循環バス路線）

目標値：54,000 千円以内（現状維持）

実績値：57,191 千円

５．自己評価から得られた課題と対応方針

課　　題	課題への対応方針
幹線の一部の路線においては目標値を上回っており、コロナ禍以降、利用者数は回復傾向にあるが、長期的には人口減少、少子化等により利用者数の減少が見込まれる。また、バス運転士の確保が難しく、利用の有無に関わらず路線を維持することが困難となっている中、移動手段を持たない市民のための主要な交通機関として路線の確保、維持が課題となる。	運転士不足により路線の維持が困難な状況においても、利用状況の把握に努め、適切なダイヤの設定を行う。また、市内幹線では IC 化に取り組むことで利便性向上とともに利用者の確保を図る。加えて、乗り方教室の実施等により利用促進に取り組む。

小型バス（地域支線）全体の利用は前年より増加しているが、目標を下回った系統の維持が課題となっている。主に自家用車の利用が定着している市北部の地域にあり、その地域では、高校生や一部の高齢者の方を除き、バスを始めとした公共交通を利用しての外出の意識が低いことが原因と考えられる。	利用のしやすい時間帯を考慮したダイヤの見直しを実施することで利用者確保を図ることや、バスの乗務員不足が進む中で特に利用が少ない路線については、地域の実情に合わせ、区域運行によるデマンド乗合交通等の代替交通の整備を検討する。それと同時にバスの乗り方教室の実施等、引き続きバスの利用促進にも取り組む。
人件費高騰、物価高騰が続いており、小型バス・循環バス路線の収支率、公的資金投入額ともに目標を下回った。人口減少、少子化の中においても利用者を確保することが課題となる。	路線バスは市民の生活基盤として必要不可欠であり、国の補助等も活用しながら、引き続き路線の維持に努める。 一方で、利用が少ない路線については、運行事業者と協調し、利用者が確保できるようダイヤの調整や代替交通の導入に取り組む。

宍粟市地域公共交通会議（これまでの経緯）

1．昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況		
昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
目標・効果について、達成できなかったところはるものの、事業実施の適切性については評価できる。 今後も、利便性向上や利用促進に繋がる事業に取り組むことで持続可能な公共交通が構築されることを期待する。	利用促進事業として、自治会の老人クラブを対象にバスの乗り方教室を実施した。また、利便性向上の取組みとして、小型バス路線について経路検索サービスで利用できるよう整備した。 さらに利用者数減少・運転士不足で維持が難しい路線の代替交通として、千種地域においてデマンド乗合交通を導入するための実証運行を国の補助制度を活用しながら実施する。	引き続き、利便性向上や利用促進に繋がる事業に取り組むとともに、代替交通の導入が必要な地域において、導入に向けた取組みを進め、地域全体の交通ネットワークの維持に努める。

２．アピールポイント、特に工夫した点など

・千種地域において小型バス路線の減便、廃止が検討されていたことから、路線バスに代わる移動手段として、地域住民主体の区域運行によるデマンド乗合交通の導入を進めている。導入にあたっては、国の「交通空白」解消緊急対策事業の補助を活用して実証運行を実施しており、AI による配車システムの導入など、地域住民が利用しやすい公共交通となるよう取り組んでいる。本格運行に向けて自家用有償旅客運送の登録申請も行うこととしている。

・地域の老人クラブを対象としたバスの乗り方教室を開催し、主に普段バスを利用しない方を対象に公共交通への関心を高めることで、利用促進に取り組んだ。

・小型バス路線と循環線について、インターネット上の経路検索サービスにおいて、ルート検索を行えるようにし、これまで小型バスや循環線が移動の選択肢となっていない方にも認知してもらい、新たな利用につなげていくことや、これまでの利用者にもより利便性が高い移動手段となるように環境整備に取り組んだ。

▲ちくさええとこバス出発式の様子

▲バス乗り方教室の様子

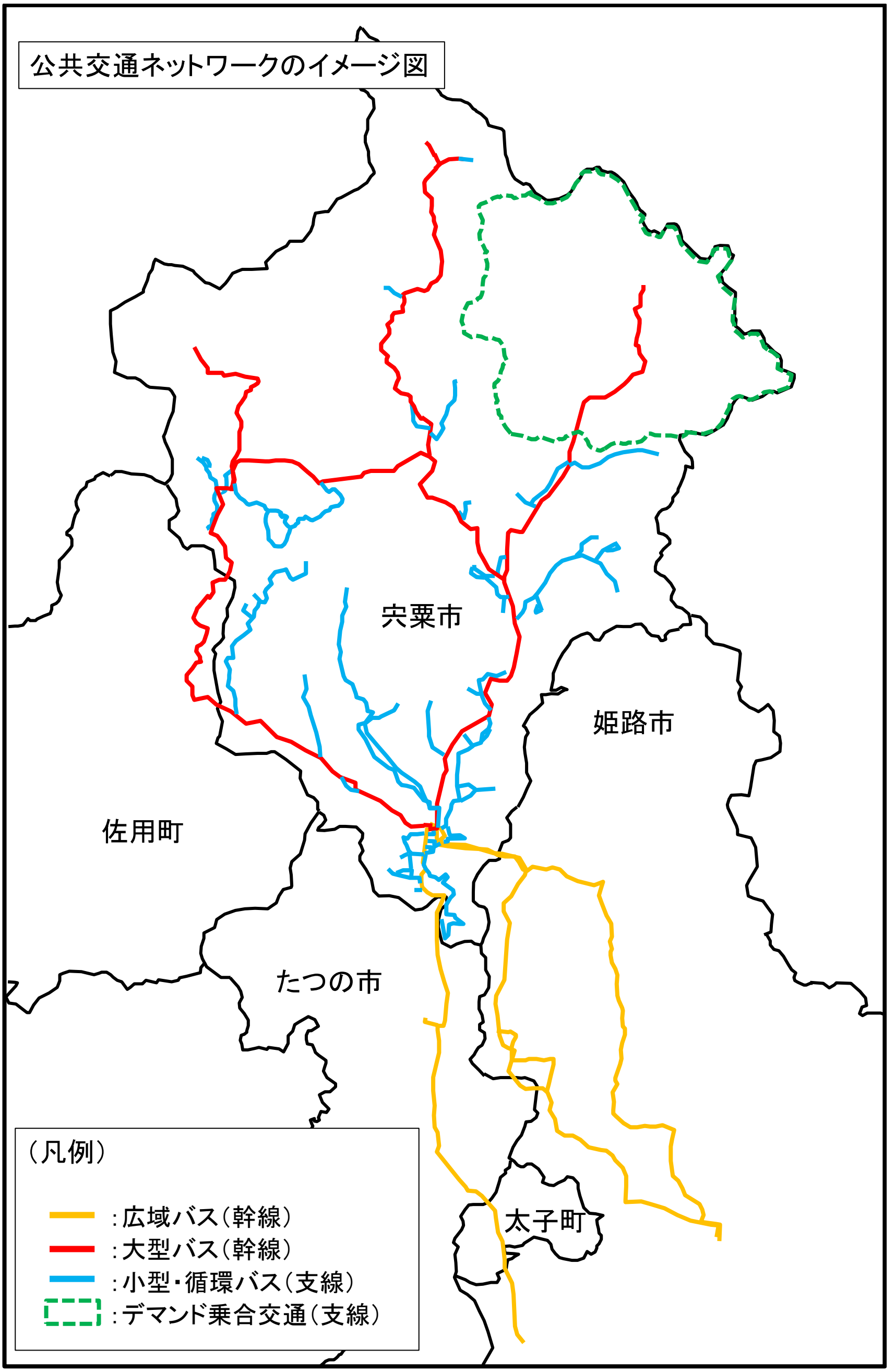
公共交通ネットワークのイメージ図
宍粟市
姫路市
佐用町
たつの市
太子町
（凡例）
：広域バス（幹線）
：大型バス（幹線）
：小型・循環バス（支線）
：デマンド乗合交通（支線）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通計画に基づく事業）

令和8年1月29日

協議会名：宍粟市地域公共交通会議

評価対象事業名：地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
神姫バス株式会社	「姫路駅前～林田・インター～山崎」の運行	前回事業評価未実施のため該当なし	A	計画通り事業は適切に実施された。	A	【バス利用者数】 目標値：300,000人 実績値：306,252人	・沿線の通学需要や病院への通院を考慮したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ・バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ・並走路線の再編による需要の集約検討 ・沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 ・姫路市・市内店舗とのサイクル＆バスライドの取組みを通じた利用促進
神姫バス株式会社	「姫路駅前～横関～山崎」の運行	前回事業評価未実施のため該当なし	A	計画通り事業は適切に実施された。	A	【バス利用者数】 目標値：161,000人 実績値：175,668人	・沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ・バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ・並走路線の再編による需要の集約検討 ・沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 ・沿線店舗とのサイクル＆バスライドの取組みを通じた利用促進
株式会社ウイング神姫	「山崎～曲里・まほろばの湯～横山」の運行	前回事業評価未実施のため該当なし	A	計画通り事業は適切に実施された。	B	【バス利用者数】 目標値：68,000人 実績値：63,704人	・山崎バスターミナルにおけるバス接続向上の為に、JRダイヤ改正に合せた時刻改正の実施 ・宍粟市発行のしーたんバス時刻表（全戸配布）を活用した利用促進
株式会社ウイング神姫	「山崎～新宮～ダイセル」の運行	前回事業評価未実施のため該当なし	A	計画通り事業は適切に実施された。	B	【バス利用者数】 目標値：86,000人 実績値：83,208人	・沿線のJR網干駅・播磨新宮駅及び山崎バスターミナルにおけるJR及びバス接続向上の為に、JRダイヤ改正に合せた時刻改正の実施 ・姫新線利用促進活性化同盟会との連携による乗継ガイド及びたつの市おでかけ時刻表を活用した利用促進
株式会社ウイング神姫	「山崎～エーガイヤちくさ」の運行	前回事業評価未実施のため該当なし	A	計画通り事業は適切に実施された。	A	【バス利用者数】 目標値：56,000人 実績値：59,497人	・山崎バスターミナルにおけるバス接続向上の為に、JRダイヤ改正に合せた時刻改正の実施 ・宍粟市発行のしーたんバス時刻表（全戸配布）を活用した利用促進

別添１－２

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月29日

協議会名：	宍粟市地域公共交通会議

評価対象事業名：	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	まち・生活を支え、みんなで守り育てる地域公共交通 本市は兵庫県中西部に位置し、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が交差する交通の要衝となっている。面積は南北約42km、東西約32kmと、兵庫県土の7.8%を占める658.54㎢で、淡路島より広く、その約90%が山地である。本市には鉄軌道がなく、主に幹線軸を形成している大型バス（市内幹線）と、それを補完する形で小型バス（地域支線）を運行している。 市内の各拠点と集落を結ぶ市内幹線と、幹線に接続し集落内での移動を支える地域支線、また市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える広域幹線は、人口減少、少子化が進み、バスの利用者数は減少傾向にある中においても、市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者が利用できるよう、また、環境の保護も含め、通勤通学者の移動手段として利用できるよう、さらに市外からの観光の移動手段としても利用できるように維持し、充実させる必要がある。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和8年1月29日

協議会名： 宍粟市地域公共交通会議

評価対象事業名： 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
株式会社ウイング神姫	小型バス（地域支線） 11系統	乗り継ぎのしやすいダイヤ改正を実施したり、経路検索サービスにおいて経路検索を可能にしたりすることにより、バスの利便性向上を図った。また、老人クラブ等で乗り方教室を開催し、利用促進を図った。	A	計画通り事業は適切に実施された。	B	【バス利用者数】 利用者目標（2.0人/便）に対し、11系統中2系統が目標達成 【収支率】 支線として運行する路線の収支率 目標値：4.6％以上 実績値：3.4％ 【公的資金投入額】 支線として運行する路線の公的資金投入額 目標値：54,000千円以内 実績値：57,191千円	引き続き、利用状況を把握しながら適正なダイヤの設定を行っていくとともに、利用の少ない路線については、見直しを検討し、地域の実情にあった代替交通となるデマンド乗合交通等の導入も進めていく。また、乗り方教室の実施等、利用促進施策にも取り組み、利用者確保を図る。

別添１－２

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和8年1月29日

協議会名：	宍粟市地域公共交通会議

評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	まち・生活を支え、みんなで守り育てる地域公共交通 本市は兵庫県中西部に位置し、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が交差する交通の要衝となっている。面積は南北約42km、東西約32kmと、兵庫県土の7.8%を占める658.54㎢で、淡路島より広く、その約90%が山地である。本市には鉄軌道がなく、主に幹線軸を形成している大型バス（市内幹線）と、それを補完する形で小型バス（地域支線）を運行している。 市内の各拠点と集落を結ぶ市内幹線と、幹線に接続し集落内での移動を支える地域支線、また市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える広域幹線は、人口減少、少子化が進み、バスの利用者数は減少傾向にある中においても、市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者が利用できるよう、また、環境の保護も含め、通勤通学者の移動手段として利用できるよう、さらに市外からの観光の移動手段としても利用できるように維持し、充実させる必要がある。

議事（2）路線バスの運行の見直しについて（令和8年4月1日改正）

①城下線

変更内容　山崎→下比地のルートを一部変更

変更前　市役所前→須賀沢3→須賀沢2→須賀沢1→いなもち医院前

変更後　市役所前→須賀沢3→須賀沢1→須賀沢2→いなもち医院前

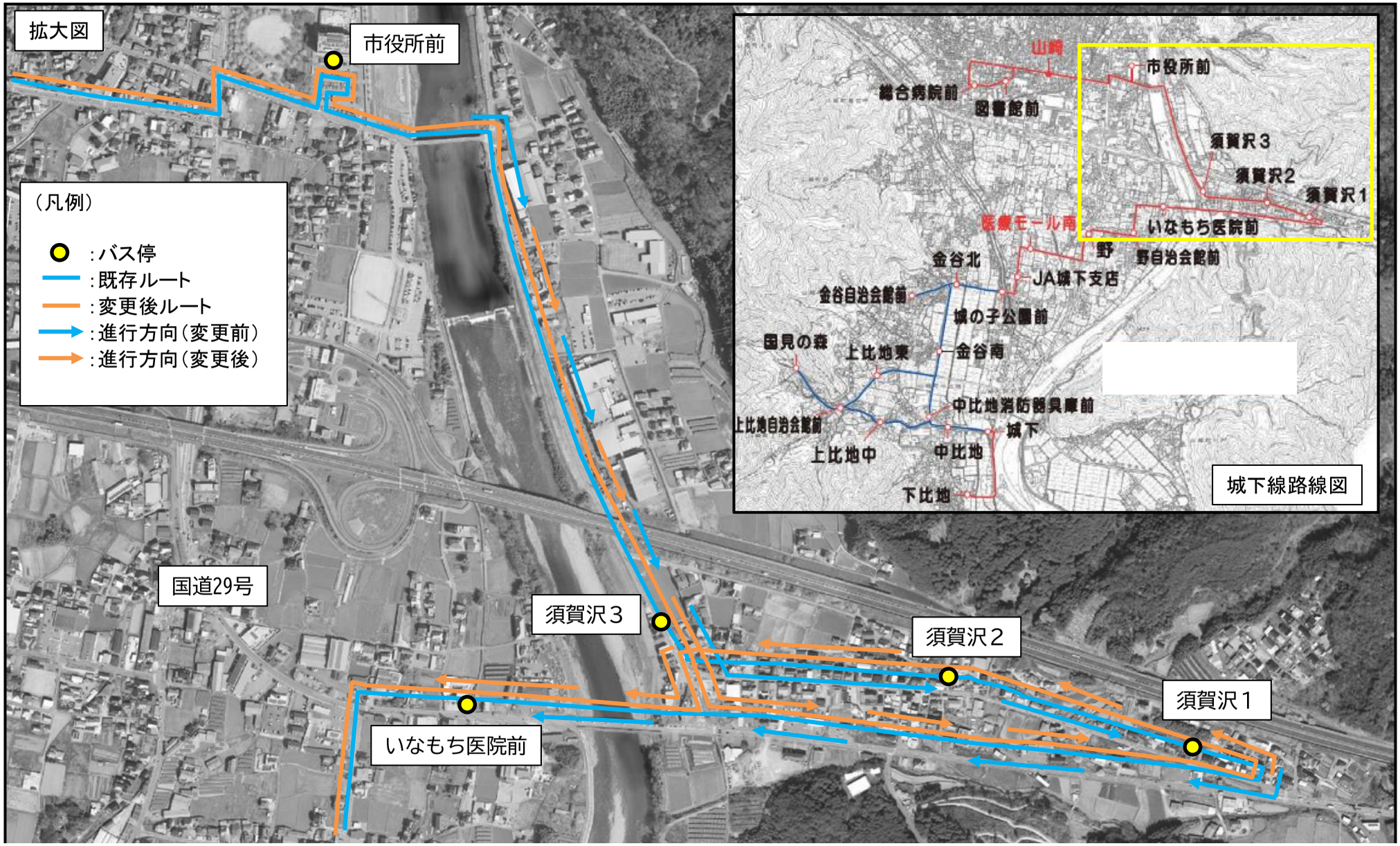

②城下線・梯河東線・与位河東線

変更内容	山崎方面へのルートの進行方向を変更
変更前	山崎→図書館前→総合病院前→山崎
変更後	山崎→総合病院前→図書館前→山崎

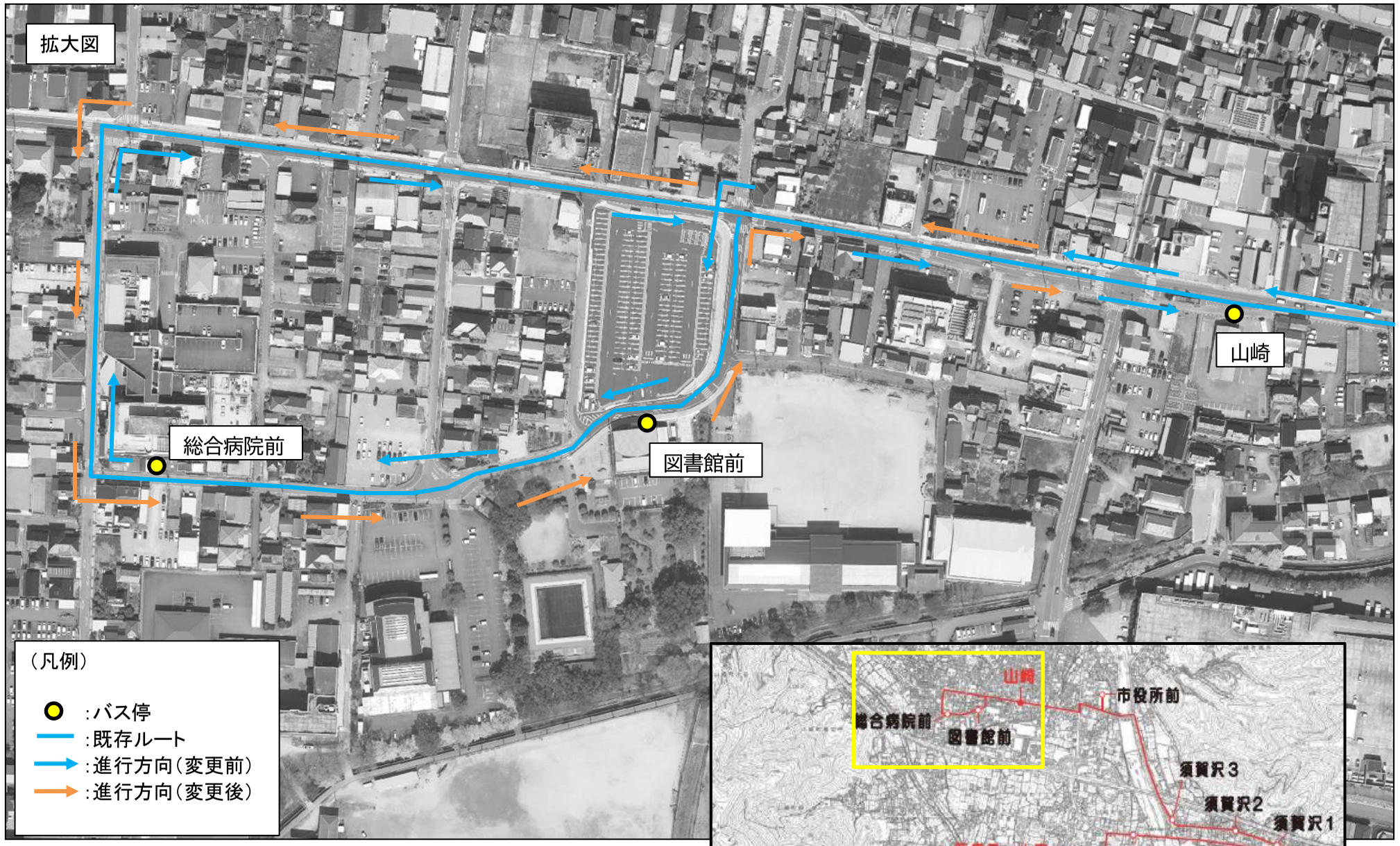

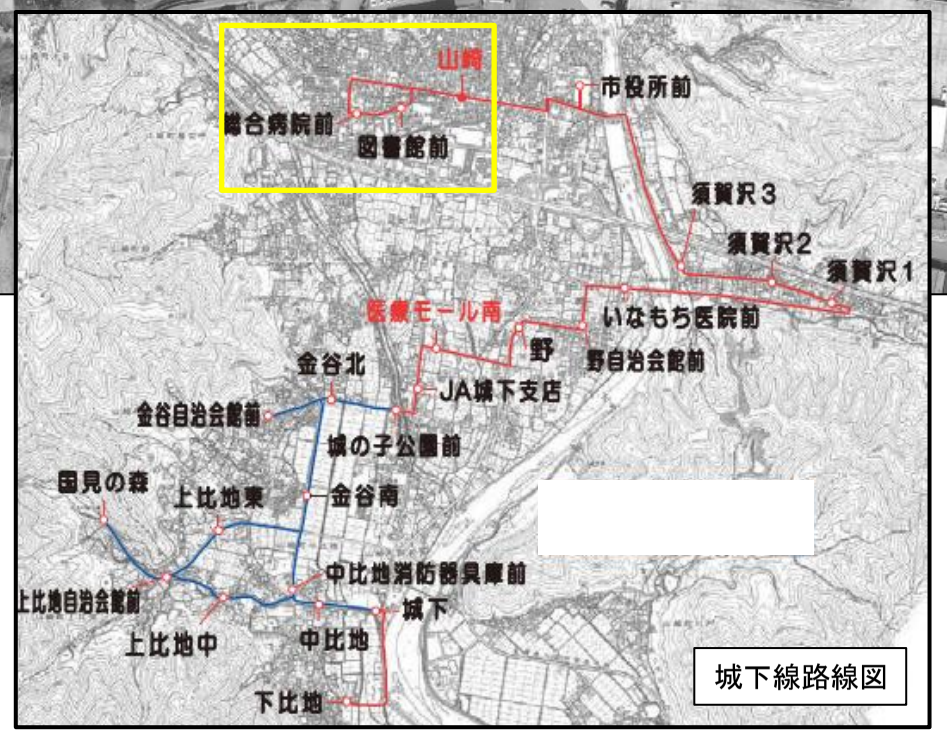

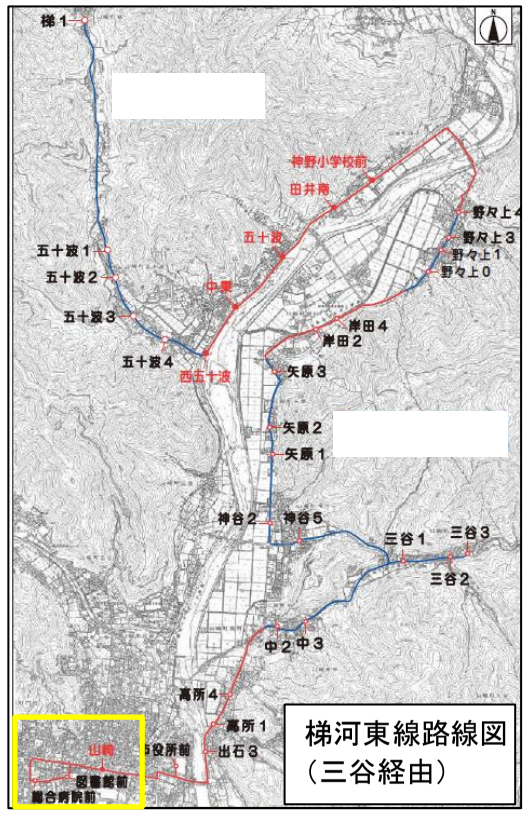

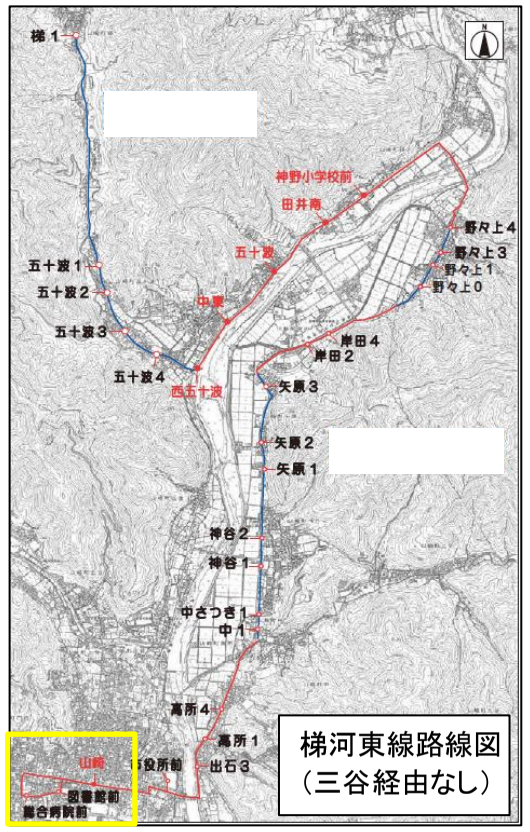

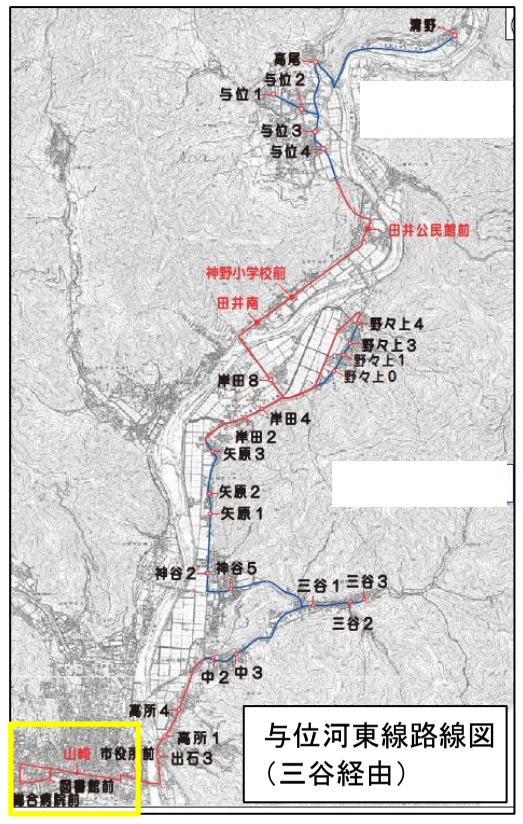

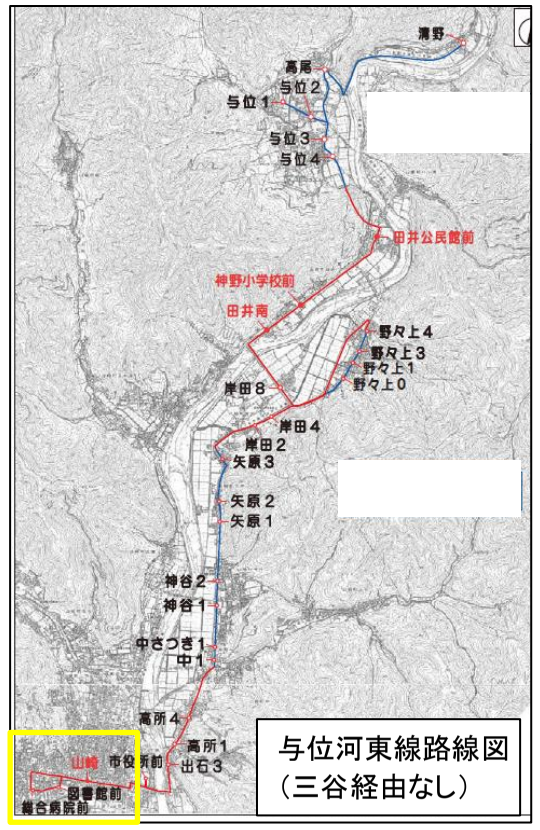

③染河内川西線・下三方線

変更内容　いちのぴあバス停→廃止
バス停廃止に伴いルート変更（一部廃止）

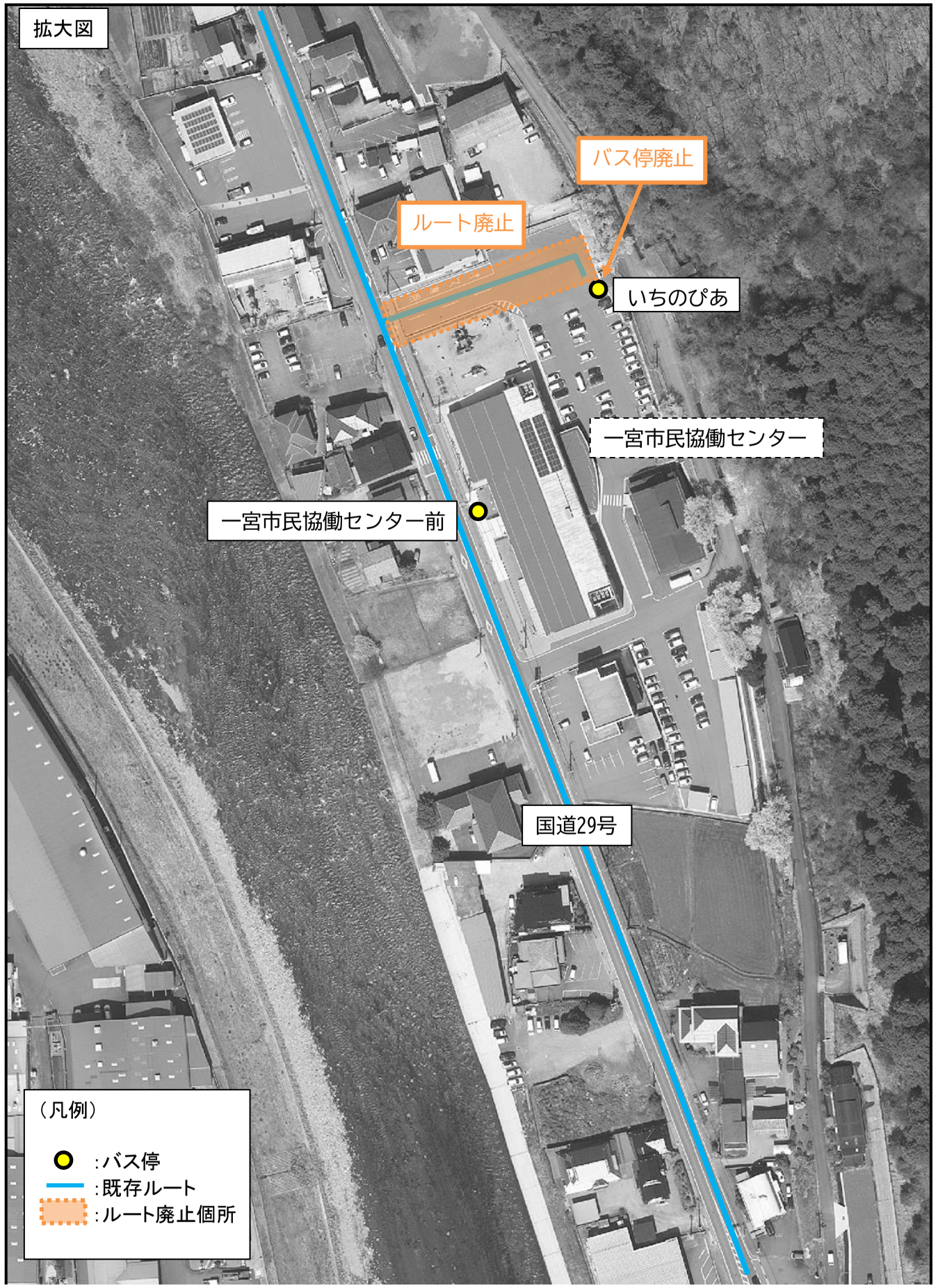

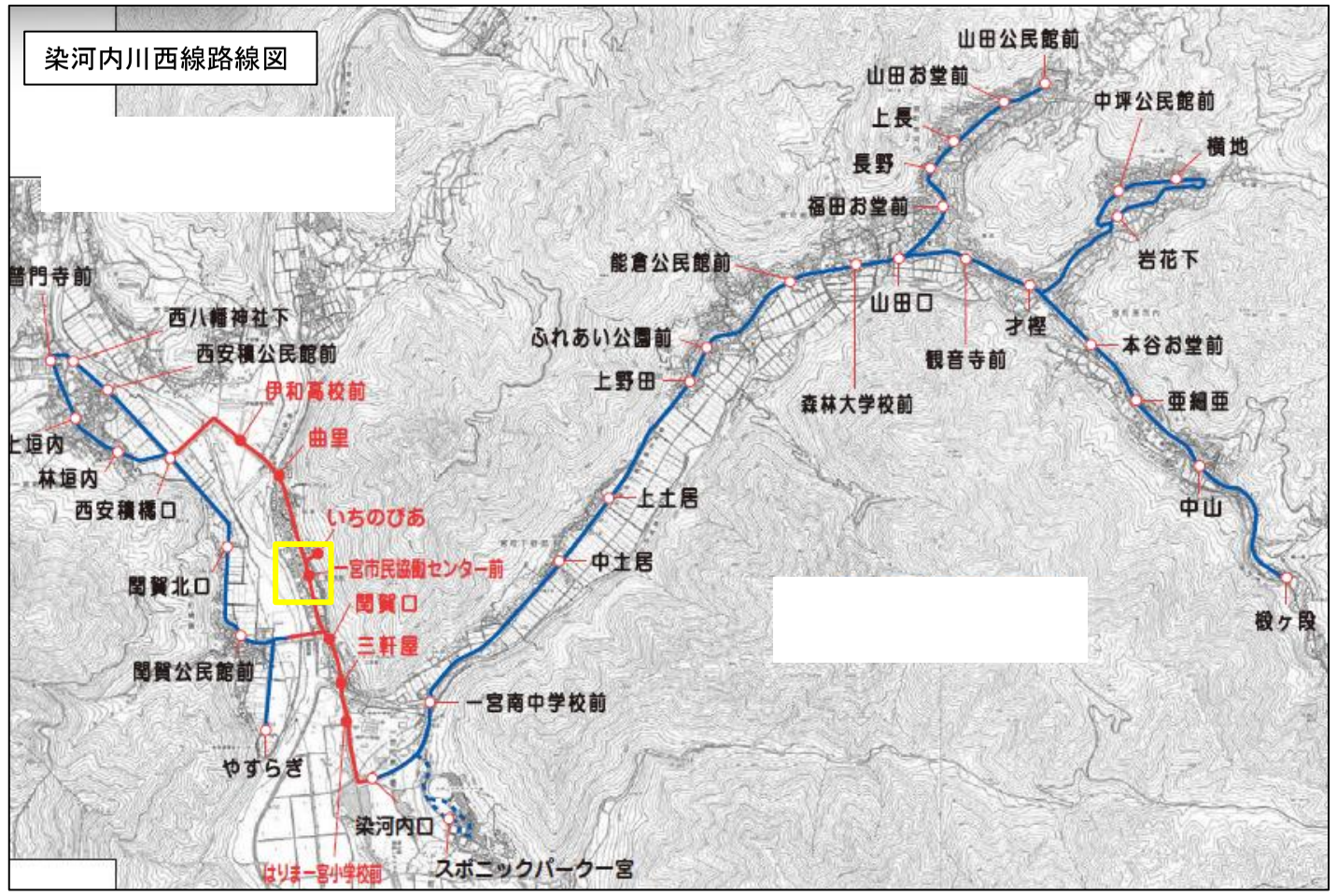

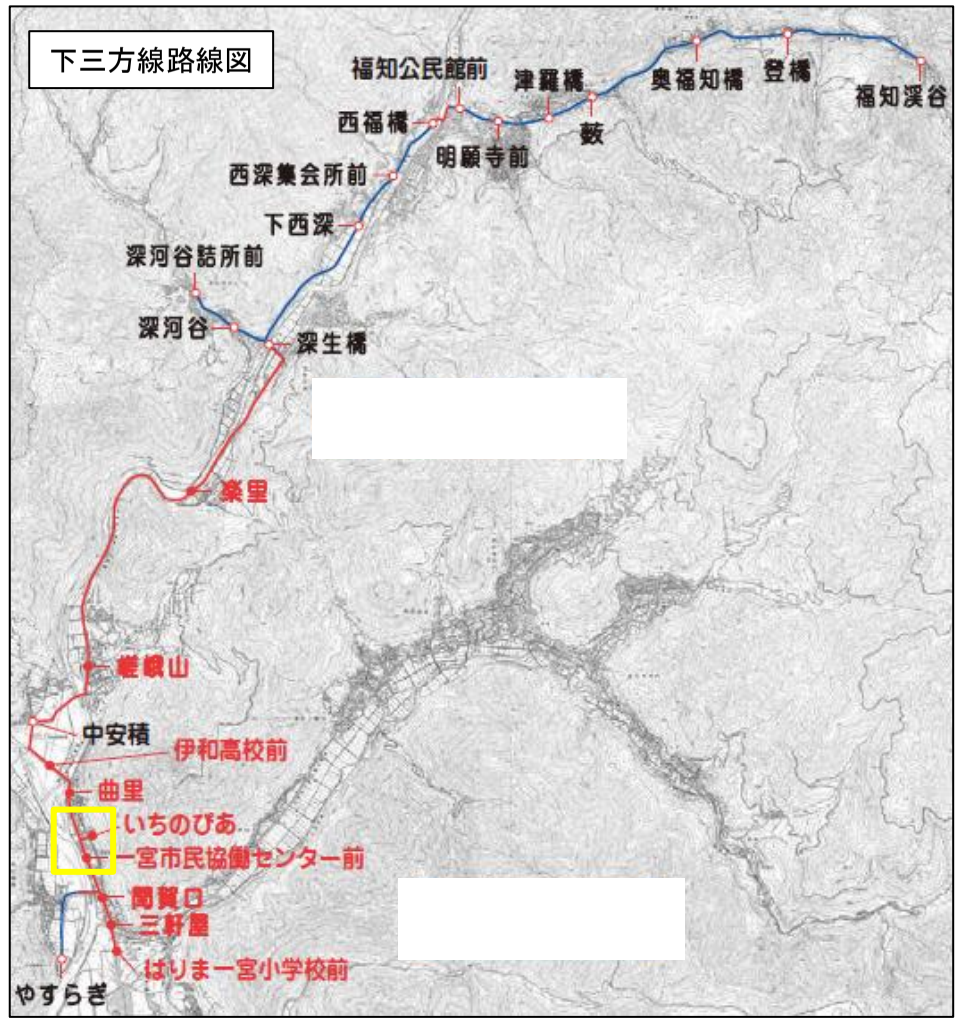

議事（２）地域内フィーダー系統補助に係る地域公共交通計画変更届出について
陸上交通様式第１（日本産業規格Ａ列４番）

宍 市 ま 第　　号
令和８年１月　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住　　所　宍粟市山崎町中広瀬 133 番地６
代 表 者 氏 名　会長　富　田　健　次

地域公共交通計画変更届出書

令和７年９月 25 日付け国総地第 144 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○　変更日

令和８年４月１日

○　変更箇所

表１
・申請番号(2)
山崎～下比地の往路の系統キロ程
・申請番号(3)
はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知渓谷の運行系統名等、経由地の表記

○　変更理由

・対象の系統の運行経路が変更となるため。
・「いちのぴあ」バス停が廃止されるため、また、それに伴い運行経路が変更となるため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

地域公共交通計画別紙　新旧対照表

変更前	変更後
２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標	（１）事業の目標
【利用者数】 （１）市役所前～下宇原１　１便あたり２人以上の利用者数 （２）山崎～下比地　１便あたり２人以上の利用者数 （３）はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知渓谷　１便あたり２人以上の利用者数 （４）皆木～上垣内　１便あたり２人以上の利用者数 （５）宍粟市総合教育センター～皆木　１便あたり２人以上の利用者数 （６）皆木～皆木　１便あたり２人以上の利用者数 （７）ちくさええとこバス　年間利用者数（令和８年２月１日～９月 30 日）640 人 【収支】 支線として運行する路線の収支率 4.6%以上を目標とする。 【公的資金投入額】 支線として運行する路線の公的資金投入額を54,000千円以内とする。	【利用者数】 （１）市役所前～下宇原１　１便あたり２人以上の利用者数 （２）山崎～下比地　１便あたり２人以上の利用者数 （３）はりま一宮小学校前～福知渓谷　１便あたり２人以上の利用者数 （４）皆木～上垣内　１便あたり２人以上の利用者数 （５）宍粟市総合教育センター～皆木　１便あたり２人以上の利用者数 （６）皆木～皆木　１便あたり２人以上の利用者数 （７）ちくさええとこバス　年間利用者数（令和８年２月１日～９月 30 日）640 人 【収支】 支線として運行する路線の収支率 4.6%以上を目標とする。 【公的資金投入額】 支線として運行する路線の公的資金投入額を54,000千円以内とする。
（３．略）	（３．略）
18. 協議会の開催状況と主な議論	18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和６年６月 27 日（R6 第１回）R7 地域公共交通計画別紙の提出について ・令和７年１月 28 日（R6 第２回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について ・令和７年２月 28 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・令和７年３月７日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・令和７年６月 25 日（R7 第１回）R8 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について ・令和７年 10 月 30 日（R7 第２回）千種地域内の小型バス２路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8 地域公共交通計画の変更届出について ・令和７年 12 月 22 日（R7 第３回）千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8 地域公共交通計画の変更認定申請について	・令和６年６月 27 日（R6 第１回）R7 地域公共交通計画別紙の提出について ・令和７年１月 28 日（R6 第２回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について ・令和７年２月 28 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・令和７年３月７日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・令和７年６月 25 日（R7 第１回）R8 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について ・令和７年 10 月 30 日（R7 第２回）千種地域内の小型バス２路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8 地域公共交通計画の変更届出について ・令和７年 12 月 22 日（R7 第３回）千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8 地域公共交通計画の変更認定申請について ・令和８年１月 29 日（R7 第４回）事業評価の協議、バスルートの変更、バス停の廃止、R8 地域公共交通計画の変更届出について

別　紙（地域内フィーダー系統）

令和８年１月 29 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バスの路線やデマンド乗合交通の地域支線がある。

隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。

いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

【利用者数】

（１）市役所前～下宇原１	１便あたり２人以上の利用者数
（２）山崎～下比地	１便あたり２人以上の利用者数
（３）はりま一宮小学校前～福知渓谷	１便あたり２人以上の利用者数
（４）皆木～上垣内	１便あたり２人以上の利用者数
（５）宍粟市総合教育センター～皆木	１便あたり２人以上の利用者数
（６）皆木～皆木	１便あたり２人以上の利用者数
（７）ちくさええとこバス	年間利用者数（令和８年２月１日～９月 30 日）640 人

【収支】

支線として運行する路線の収支率 4.6%以上を目標とする。

【公的資金投入額】

支線として運行する路線の公的資金投入額を 54,000 千円以内とする。

（２）事業の効果

①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保
②交通空白地域の解消
③通勤・通学手段の確保
④定額運賃による利便性の向上
⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者）
・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成および、市内全戸配布（市・事業者）
・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者）
・利便性向上のため、ダイヤや路線の見直しに合わせ、GTFS-JP データの更新を行う（市）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別　紙（地域内フィーダー系統）

運行系統	路線・区域	サービス水準	運賃・運送の対価	運送予定者
（１）～（６）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	１日１～４往復 週２日～週５日定期運行 ※土日祝、お盆、年末年始運休	200 円	株式会社ウイング神姫
（７）	宍粟市千種町全域	週５日予約制 ※土日祝、年末年始運休	200 円	ちくさええとこ協議会

詳細は表１のとおり

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る７系統について、その運行に係る費用のうち、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎月、路線毎の利用者数の集計を行い、評価を実施。利用状況を各自治会長に公表。また、利用者からの聞き取り調査を行い、より利便性の高いダイヤへの見直しを行う。
収支率、公的資金投入額について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和６年６月 27 日（R6 第１回）R7 地域公共交通計画別紙の提出について ・令和７年１月 28 日（R6 第２回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について ・令和７年２月 28 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・令和７年３月７日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・令和７年６月 25 日（R7 第１回）R8 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について ・令和７年 10 月 30 日（R7 第２回）千種地域内の小型バス２路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8 地域公共交通計画の変更届出について ・令和７年 12 月 22 日（R7 第３回）千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8 地域公共交通計画の変更認定申請について ・令和８年１月 29 日（R7 第４回）事業評価の協議、バスルートの変更、バス停の廃止、R8 地域公共交通計画の変更届出について
19. 利用者等の意見の反映状況
会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々１名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。 また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6
（所　属）宍粟市役所市民生活部
まちづくり推進課
（氏　名）藤多　祐太朗
（電　話）0790-63-3123
（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統 起点	運行系統 経由地	運行系統 終点	系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10） 運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
宍粟市	株式会社ウイング神姫	(1) 市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	238日	1071回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	238					①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.7km 復 12.5km	238					①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3) はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知渓谷	はりま一宮小学校前	いちのぴあ・中安積・深河谷詰所前・福知公民館前	福知渓谷	往 16.2km 復 16.2km	97					①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(3) はりま一宮小学校前～福知渓谷	はりま一宮小学校前	中安積・深河谷詰所前・福知公民館前	福知渓谷	往 16.2km 復 16.2km	97					①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4) 皆木～上垣内	皆木	宍粟市総合教育センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	98日	294回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5) 宍粟市総合教育センター～皆木	総合教育センター	はがてらす（波賀市民協働センター）・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	140日	420回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6) 皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km （循環系統）	140日	280回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
	ちくさえええとこ協議会	(7) ちくさえええとこバス		宍粟市千種町全域			161日	483回			区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	①

変更箇所
（2）系統キロ程
（3）運行系統名等、経由地

上段：変更前
下段：変更後

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

議事（４）

小型バス路線運行車両に係る移動円滑化基準適用除外について

小型バス路線で使用している車両が老朽化し、代替導入する車両について、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、宍粟市地域公共交通会議の合意を求めます。

１．移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際には「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「移動円滑化基準」という。)」に適合した車両（車いす対応等）導入を義務付けています 。しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には 、公共交通会議の協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります 。

２．適用除外認定を受ける車両

トヨタ　ハイエース　3BA-TRH229W

３．認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第37条第2項第2号：乗降口のスペース
第39条：車いすスペース
第40条第1項：通路の幅
第40条第2項：手すりの間隔
第41条第1項：運行情報提供設備

４．認定を必要とする理由

小型バス路線は、地域住民が利用しやすいように各集落の幅員の狭い道路を運行ルートとし、利用者への配慮を行っております。又、適合車両にすると、座席数が少なくなり、運行上支障をきたします。

従って、これらの問題点を解決するためには、車両の改造又は車両の大型化のほか運行ルートや停留所の変更、さらにはフリー乗降の廃止等が必要となり既存の利用者への影響や本来の運行事業の目的が達成されないなどの問題があり、変更することは困難であると考えます。

以上の理由により、当該バス運行事業に用いる車両については、当該路線の継続的な運行に資するため、やむを得ず本申請にて運行を予定する当該車両を選定するもので、結果として技術開発上のバリアフリー基準への適合が困難であることから、移動円滑化基準適用除外の認定を申出するものです。

報告（１）　路線バス・三方繁盛つれてってカー・ちくさええとこバスの利用実績について

・路線バス利用状況

※河原田線、公文線、千町線、黒原線は令和５年３月末に廃止したため、半年間（令和４年10月～令和５年３月）の実績です。

市外連絡路線（大型バス）		平成30年度 平成29年10月～平成30年9月	
起点	終点	利用者数	平均乗車密度
山崎	横山・倉床	84,142	2.7
山崎	皆木	52,881	2.2
	原		3.1
山崎	千種	43,532	1.6
	西河内		1.8
山崎	エーガイヤちくさ	63,222	4.1
合　計		243,777	―

市外連絡路線（大型バス）		令和元年度 平成30年10月～令和元年9月		令和２年度 令和元年10月～令和２年9月		令和３年度 令和２年10月～令和３年9月		令和４年度 令和３年10月～令和４年9月		令和５年度 令和４年10月～令和５年9月		令和６年度 令和５年10月～令和６年9月		令和７年度 令和6年10月～令和7年9月	
起点	終点	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度
山崎	横山・倉床	81,420	2.8	63,159	2.1	62,050	2.1	62,116	2.8	67,985	3.2	66,602	3.4	63,704	3.3
山崎	皆木	56,319	2.9	44,903	1.9	42,728	1.7	42,391	1.8	44,702	1.7	41,143	2.1	38,373	2.1
	原		2.3		1.9		1.9		2.0		2.3		1.9		2.0
山崎	千種	47,614	1.9	38,397	1.7	37,587	1.6	37,736	1.7	38,316	1.6	36,854	1.7	38,597	2.2
	西河内		2.4		1.9		1.8		1.9		1.8		2.1		2.2
山崎	エーガイヤちくさ	65,346	4.0	58,791	3.3	56,324	3.1	56,096	3.5	55,515	3.7	60,193	3.9	59,497	3.6
合　計		250,699	―	205,250	―	198,689	―	198,339	―	206,518	―	204,792	―	200,171	―

市内完結路線（小型バス）		平成29年10月～平成30年9月	
		利用者数	1便あたり
1	戸原線	3,380	1.67
2	城下線	1,644	0.81
3	河東線	2,964	1.46
4	梯河東線	67	0.11
5	与位河東線	445	0.75
6	蔦沢線	7,351	2.91
7	大谷線	559	0.94
8	土万線	5,995	2.96
9	塩田線	631	1.06
10	染河内線	1,991	1.31
11	下三方線	377	0.61
12	河原田線	26	0.04
13	公文線	58	0.09
14	小原溝谷線	15	0.07
15	千町線	63	0.10
16	黒原線	126	0.20
17	谷今市線	177	0.30
18	水谷線	355	0.60
19	飯見線	173	0.28
20	音水線	74	0.24
21	鷹巣線	553	1.86
22	内海線	99	0.16
23	奥西山線	84	0.14
24	七野線	60	0.10
25	循環バス	5,794	1.24
合　計		33,061	1.24

市内完結路線（小型バス）		平成30年10月～令和元年9月		令和元年10月～令和２年9月		令和２年10月～令和３年９月		令和３年10月～令和４年９月		令和４年10月～令和５年９月※		令和５年10月～令和６年９月		令和６年10月～令和７年９月	
		利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり
1	戸原線	3,509	1.72	3,423	1.58	3,568	1.54	3,735	1.61	3,689	1.61	3,967	1.73	4,007	1.81
2	城下線	1,942	0.95	2,316	1.14	1,900	0.92	1,682	0.82	1,679	0.82	2,090	1.02	2,131	1.08
3	河東線 梯河東線 与位河東線	3,826	1.60	2,745	1.80	2,021	1.31	1,724	1.11	1,495	0.98	1,406	0.92	1,853	1.26
4	蔦沢線	8,076	3.17	6,518	2.57	4,063	1.67	3,652	1.49	3,385	1.33	3,984	1.56	4,680	1.90
5	大谷線	537	0.87	532	0.86	438	0.71	495	0.80	491	0.80	802	1.31	840	1.44
6	土万線	5,786	2.84	4,261	2.10	4,240	2.06	4,177	2.03	3,733	1.83	3,288	1.61	2,939	1.49
7	塩田線	767	1.24	717	1.16	773	1.25	788	1.28	805	1.32	769	1.26	708	1.22
8	染河内川西線	2,361	1.46	2,192	1.44	2,907	2.06	3,504	2.73	1,729	1.36	1,458	1.14	1,082	0.88
9	下三方線	497	0.81	482	0.79	350	0.57	389	0.62	302	0.50	343	0.56	320	0.54
10	河原田線	15	0.02	26	0.04	28	0.05	19	0.03	0	0.00				
11	公文線	86	0.12	42	0.07	10	0.02	6	0.01	3	0.01				
12	千町線	27	0.04	55	0.09	51	0.08	46	0.07	10	0.03				
13	黒原線	86	0.14	70	0.11	50	0.08	64	0.10	12	0.04				
14	谷今市線	93	0.15	142	0.23	186	0.30	134	0.22	103	0.17	41	0.07	59	0.10
15	水谷線	429	0.55	418	0.46	272	0.30	330	0.35	373	0.41	421	0.46	408	0.46
16	戸倉線（飯見経由）	316	0.51	240	0.39	230	0.38	281	0.45	295	0.48	289	0.48	285	0.48
17	戸倉線（音水経由）	81	0.23	91	0.22	95	0.23	107	0.26	133	0.33	104	0.26	102	0.26
18	鷹巣線	550	0.51	535	0.43	455	0.37	468	0.38	380	0.31	290	0.24	394	0.34
19	奥西山七野線	123	0.12	123	0.15	138	0.17	49	0.06	22	0.03	33	0.04	54	0.07
20	循環バス	6,357	1.64	6,351	1.63	5,401	1.38	6,042	1.56	5,759	1.48	6,172	1.65	6,882	1.91
合　計		35,464	1.40	31,279	1.27	27,176	1.10	27,692	1.13	24,398	1.11	25,457	1.16	26,744	1.27

	平成30年度
年間利用者数	276,838
前年からの増減	+14,842

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年間利用者数	286,163	236,529	225,865	226,031	230,916	230,249	226,915
前年からの増減	+9,325	−49,634	−10,664	+166	+4,885	−667	−3,334

小型路線バスの見直し基準

１便当たりの利用者数	見直しの内容
1.5人以上	利用促進に力を入れるとともに、更なる利用人数の増加に向け増便を検討します。
1.4人～概ね0.8人	基準人数の達成に向け利用促進に力を入れることとし、減便等は行いません。
概ね0.7人以下	利用者数の多い路線との統合や、運行距離の短い路線同士の統合といった路線の大幅な再編の検討、また路線の必要性についても検討します。

三方繁盛つれてってカー利用状況

R5		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	２月	３月	合計
登録者数	三方地区	35人	35人	36人	36人	36人	37人	38人	38人	38人	38人	39人	39人	
	繁盛地区	67人	68人	69人	71人	71人	71人	73人	75人	75人	75人	75人	75人	
	計	102人	103人	105人	107人	107人	108人	111人	113人	113人	113人	114人	114人	
利用人数	実人数	5人	6人	9人	6人	6人	7人	12人	11人	9人	10人	7人	6人	
	延べ人数	9人	16人	22人	14人	14人	19人	29人	30人	25人	22人	15人	17人	232人
便　数		7便	12便	20便	14便	14便	19便	29便	30便	25便	22便	15便	17便	224便
1便当たり		1.3人	1.3人	1.1人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
利用目的	通院	2件	5件	7件	2件	3件	2件	8件	8件	6件	8件	5件	6件	62件
	買い物	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	1件	2件	2件	0件	0件	9件
	郵便局	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	3件	0件	0件	0件	5件
	三方町出張所	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件
	JA三方	0件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	2件	2件	0件	0件	2件	12件
	まほろばの湯	1件	1件	1件	1件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	6件
	ゲストハウス繁盛	0件	1件	2件	2件	2件	2件	1件	2件	1件	1件	1件	0件	15件
	乗り継ぎ	2件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	10件
合計		5件	8件	11件	7件	7件	10件	17件	15件	14件	11件	7件	8件	120件

R6		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	２月	３月	合計
登録者数	三方地区	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人	
	繁盛地区	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	
	計	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人	
利用人数	実人数	9 人	7 人	6 人	9 人	5 人	6 人	7 人	10 人	9 人	6 人	6 人	6 人	
	延べ人数	25 人	20 人	21 人	24 人	17 人	15 人	23 人	34 人	23 人	20 人	16 人	19 人	257 人
便　数		25 便	20 便	21 便	24 便	17 便	15 便	23 便	34 便	23 便	20 便	16 便	19 便	257 便
1便当たり		1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人
利用目的	通院	6 件	4 件	6 件	6 件	3 件	3 件	7 件	10 件	5 件	7 件	6 件	6 件	69 件
	買い物	3 件	1 件	1 件	2 件	3 件	1 件	1 件	3 件	2 件	2 件	2 件	1 件	22 件
	郵便局	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	1 件	0 件	2 件	8 件
	三方町出張所	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
	JA三方	2 件	2 件	2 件	3 件	2 件	1 件	1 件	3 件	2 件	1 件	0 件	1 件	20 件
	まほろばの湯	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	ゲストハウス繁盛	2 件	3 件	2 件	2 件	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件	1 件	0 件	0 件	19 件
	乗り継ぎ	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件	7 件
合計		14 件	11 件	12 件	14 件	10 件	8 件	13 件	19 件	13 件	12 件	9 件	11 件	146 件

R7		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	２月	３月	合計
登録者数	三方地区	39 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	43 人				
	繁盛地区	75 人	75 人	75 人	76 人	76 人	76 人	76 人	76 人	77 人				
	計	114 人	115 人	115 人	116 人	116 人	116 人	116 人	116 人	120 人				
利用人数	実人数	10 人	8 人	9 人	7 人	5 人	5 人	5 人	6 人	9 人				
	延べ人数	27 人	22 人	23 人	24 人	17 人	20 人	17 人	21 人	31 人				202 人
便　数		27 便	22 便	21 便	20 便	17 便	20 便	17 便	21 便	31 便				196 便
1便当たり		1.0 人	1.0 人	1.1 人	1.2 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人	1.0 人				1.0 人
利用目的	通院	7 件	8 件	5 件	6 件	6 件	5 件	3 件	6 件	8 件				54 件
	買い物	2 件	1 件	2 件	2 件	1 件	2 件	3 件	3 件	3 件				19 件
	郵便局	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	2 件	0 件	1 件	1 件				5 件
	三方町出張所	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件				4 件
	JA三方	3 件	0 件	2 件	1 件	1 件	1 件	4 件	0 件	2 件				14 件
	まほろばの湯	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件				0 件
	ゲストハウス繁盛	2 件	2 件	1 件	2 件	1 件	2 件	0 件	2 件	2 件				14 件
	乗り継ぎ	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件				3 件
合計		16 件	11 件	12 件	11 件	10 件	12 件	11 件	12 件	18 件	0 件	0 件	0 件	113 件

ちくさええとこバス運行実績表

令和8年1月16日作成

左上：延人数、右下：運行数　　ええとこセンターにて運行

R7年9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	乗車率
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
ヴォクシー																										10 / 3			1 / 1	0 / 0		11 / 4	2.75
ハイエース																										27 / 4			0 / 0	0 / 0		27 / 4	6.75
アトレー																										3 / 2			0 / 0	0 / 0		3 / 2	1.50
合計																										40 / 9	0 / 0	0 / 0	1 / 1	0 / 0		41 / 10	4.10

R7年10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	乗車率
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
ヴォクシー		0 / 0	2 / 2			4 / 2	0 / 0		2 / 1	2 / 2				16 / 7		臨時運休	2 / 2			4 / 2	16 / 7		7 / 5	4 / 2			3 / 3	14 / 9		14 / 9	11 / 8	101 / 61	1.66
ハイエース		9 / 1	9 / 1			0 / 0	0 / 0		0 / 0	0 / 0				0 / 0		臨時運休	0 / 0			0 / 0	0 / 0		0 / 0	12 / 2		12 / 2	0 / 0	0 / 0				42 / 6	7.00
アトレー		0 / 0	0 / 0			0 / 0	0 / 0		0 / 0	0 / 0				0 / 0		臨時運休	0 / 0			0 / 0	0 / 0		0 / 0	0 / 0			0 / 0	0 / 0		1 / 1		1 / 1	1.00
合計	0 / 0	9 / 1	11 / 3	0 / 0	0 / 0	4 / 2	0 / 0	0 / 0	2 / 1	2 / 2	0 / 0	0 / 0	0 / 0	16 / 7	0 / 0	0 / 0	2 / 2	0 / 0	0 / 0	4 / 2	16 / 7	0 / 0	7 / 5	16 / 4	0 / 0	12 / 2	3 / 3	14 / 9	0 / 0	15 / 10	11 / 8	144 / 68	2.12

R7年11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	乗車率
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
ヴォクシー				11 / 6		6 / 5	4 / 3			21 / 8	12 / 7		2 / 2	21 / 9			10 / 5	14 / 6		11 / 8	11 / 9				8 / 7		8 / 6	10 / 8				149 / 89	1.67
ハイエース				0 / 0		0 / 0	0 / 0	11 / 4		0 / 0	0 / 0		0 / 0	0 / 0			16 / 2	0 / 0		0 / 0	0 / 0				0 / 0		0 / 0	0 / 0				27 / 6	4.50
アトレー				0 / 0		0 / 0	0 / 0			1 / 1	2 / 2		0 / 0	1 / 1			8 / 6	0 / 0		1 / 1	0 / 0				0 / 0		0 / 0	0 / 0				13 / 11	1.18
合計	0 / 0	0 / 0	0 / 0	11 / 6	0 / 0	6 / 5	4 / 3	11 / 4	0 / 0	22 / 9	14 / 9	0 / 0	2 / 2	22 / 10	0 / 0	0 / 0	34 / 13	14 / 6	0 / 0	12 / 9	11 / 9	0 / 0	0 / 0	0 / 0	8 / 7	0 / 0	8 / 6	10 / 8	0 / 0	0 / 0	0 / 0	189 / 106	1.78

R7年12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	乗車率
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
ヴォクシー	3 / 3	11 / 11		10 / 7	16 / 14			13 / 9	14 / 10		3 / 3	12 / 6			12 / 9	4 / 4		15 / 9	17 / 12			14 / 10	30 / 11		11 / 4	17 / 14						202 / 136	1.49
ハイエース												5 / 1																				5 / 1	5.00
アトレー		7 / 3													1 / 1							1 / 1										9 / 5	1.80
合計	3 / 3	18 / 14	0 / 0	10 / 7	16 / 14	0 / 0	0 / 0	13 / 9	14 / 10	0 / 0	3 / 3	17 / 7	0 / 0	0 / 0	13 / 10	4 / 4	0 / 0	15 / 9	17 / 12	0 / 0	0 / 0	15 / 11	30 / 11	0 / 0	11 / 4	17 / 14	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	216 / 142	1.52

R8年1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	乗車率
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
ヴォクシー					9 / 6	8 / 6		8 / 6	13 / 10				20 / 18		17 / 9	11 / 9																86 / 64	1.34
ハイエース																																0 / 0	#DIV/0!
アトレー								2 / 2	1 / 1																							3 / 3	1.00
合計	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	9 / 6	8 / 6	0 / 0	10 / 8	14 / 11	0 / 0	0 / 0	0 / 0	20 / 18	0 / 0	17 / 9	11 / 9	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	89 / 67	1.33

9～1月合計																																	
	3 / 3	27 / 15	11 / 3	21 / 13	25 / 20	18 / 13	4 / 3	34 / 21	30 / 22	24 / 11	17 / 12	17 / 7	22 / 20	38 / 17	30 / 19	15 / 13	36 / 15	29 / 15	17 / 12	16 / 11	27 / 16	15 / 11	37 / 16	16 / 4	19 / 11	69 / 25	11 / 9	24 / 17	1 / 1	15 / 10	11 / 8	374 / 184	2.03

2026年1月29日
株式会社ウイング神姫

ダイヤ変更について　※2026年4月1日変更

いつもウイング神姫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2026年4月に運行ダイヤの変更を予定いたしております。概要は以下の通りとなります。

全線

- □ JR線及び神姫バス路線のダイヤ改正の状況により、発車時刻を変更いたします
- □ 停留所間の運転時分の見直しを行います

高速　山崎～神戸三宮線

- □ （平日）山崎17：00発を削減し、13：00発を新設
- □ （平日）神戸三宮13：00発を削減し、12：00発を新設
- □ （平日）神戸三宮18：50発を削減し、16：45発を新設

山崎～横山・皆木・エーガイヤちくさ線

- □ （平日）いちのぴあ停留所の廃止
- □ （全日）まほろばの湯経由便の削減
- □ ~~（全日）横山行き、皆木方面行きの差し替え~~
- □ （土）山崎7：30発皆木行きを、皆木経由エーガイヤちくさ行きに変更

山崎～ダイセル前線

- □ （平日）龍野19：18発姫路駅行きの発車時刻を遅らせ、山崎18：50発便に接続
- □ （平日）新宮駅18：17発山崎行きの発車時刻を、新宮駅18：07発に変更

小型バス路線

- □ 大型バス路線のダイヤ変更により、運行時刻を変更
- □ いちのぴあ停留所の廃止（染河内川西線、下三方線）
- □ 運行ルートの変更（城下線、河東線）
- □ 運行時刻の大幅な変更（土万線）

※最終的な変更内容は、ホームページ・お近くの停留所でご確認願います。

お問い合わせ：株式会社ウイング神姫　本社　TEL0790-65-9171

土万線（大沢）（202604）時刻表案

【運行日】月～金曜日　※祝日運休

	バス停留所名									変更無し
	小茅野1					9:38	8:55	12:58	11:21	16:03
	小茅野2	0:02				9:40	8:57	13:00	11:23	16:05
1	大沢５	0:09	0:13	7:15	7:10	9:49	9:06	13:13	11:32	16:18
2	大沢４			7:15	7:10	9:49	9:06	13:13	11:32	16:18
3	段	0:02				9:51	9:08	13:15	11:34	16:20
4	大沢３	0:01		7:16	7:11	9:52	9:09	13:16	11:35	16:21
5	大沢２	0:02		7:18	7:13	9:54	9:11	13:18	11:37	16:23
6	大沢１			7:18	7:13	9:54	9:11	13:18	11:37	16:23
7	小河内集会所					9:54	9:11		11:37	
8	塩山６	0:01	0:05	7:19	7:14	9:59	9:16	13:19	11:42	16:24
9	塩山５	0:01		7:20	7:15	10:00	9:17	13:20	11:43	16:25
10	塩山４			7:20	7:15	10:00	9:17	13:20	11:43	16:25
11	塩山２	0:01		7:21	7:16	10:01	9:18	13:21	11:44	16:26
12	塩山１	0:01		7:22	7:17	10:02	9:19	13:22	11:45	16:27
13	土万２	0:02		7:24	7:19	10:04	9:21	13:24	11:47	16:29
14	土万３	0:01		7:25	7:20	10:05	9:22	13:25	11:48	16:30
15	土万８			7:25	7:20	10:05	9:22	13:25	11:48	16:30
16	土万９	0:01		7:26	7:21	10:06	9:23	13:26	11:49	16:31
17	土万			7:26	7:21	10:06	9:23	13:26	11:49	16:31
18	葛根西口	0:01		7:27	7:22	10:07	9:24	13:27	11:50	16:32
19	葛根	0:01		7:28	7:23	10:08	9:25	13:28	11:51	16:33
20	矢の口			7:28	7:23	10:08	9:25	13:28	11:51	16:33
21	比地町	0:03		7:31	7:26	10:11	9:28	13:31	11:54	16:36
22	比地町東	0:01		7:32	7:27	10:12	9:29	13:32	11:55	16:37
23	鍛冶屋橋	0:01		7:33	7:28	10:13	9:30	13:33	11:56	16:38
24	折橋	0:01		7:34	7:29	10:14	9:31	13:34	11:57	16:39
25	青木			7:34	7:29	10:14	9:31	13:34	11:57	16:39
26	山崎西小学校前	0:01		7:35	7:30	10:15	9:32	13:35	11:58	16:40
27	菅野郵便局前			7:35	7:30	10:15	9:32	13:35	11:58	16:40
28	高下公民館前	0:01		7:36	7:31	10:16	9:33	13:36	11:59	16:41
29	広岡橋	0:01		7:37	7:32	10:17	9:34	13:37	12:00	16:42
30	米山口			7:37	7:32	10:17	9:34	13:37	12:00	16:42
31	市場公民館前	0:01		7:38	7:33	10:18	9:35	13:38	12:01	16:43
32	木谷橋	0:01		7:39	7:34	10:19	9:36	13:39	12:02	16:44
33	加生山崎高校前	0:01		7:40	7:35	10:20	9:37	13:40	12:03	16:45
34	八幡下	0:01		7:41	7:36	10:21	9:38	13:41	12:04	16:46
35	総合病院前	0:01		7:42	7:37	10:22	9:39	13:42	12:05	16:47
36	図書館前			7:42	7:37	10:22	9:39	13:42	12:05	16:47
37	山崎	0:02		7:44	7:39	10:24	9:41	13:44	12:07	16:49
38	市役所前	0:06		7:50	7:45	10:30	9:47	13:50	12:13	16:55
				0:35	0:35	0:52	0:52	0:52	0:52	0:52

	バス停留所名							変更無し	変更無し
38	市役所前			8:42	10:25	12:02	12:40	15:02	18:12
37	山崎	0:06		8:48	10:31	12:08	12:46	15:08	18:18
36	図書館前	0:02		8:50	10:33	12:10	12:48	15:10	18:20
35	総合病院前			8:50	10:33	12:10	12:48	15:10	18:20
34	八幡下	0:01		8:51	10:34	12:11	12:49	15:11	18:21
33	加生山崎高校前	0:01		8:52	10:35	12:12	12:50	15:12	18:22
32	木谷橋	0:01		8:53	10:36	12:13	12:51	15:13	18:23
31	市場公民館前	0:01		8:54	10:37	12:14	12:52	15:14	18:24
30	米山口	0:01		8:55	10:38	12:15	12:53	15:15	18:25
29	広岡橋			8:55	10:38	12:15	12:53	15:15	18:25
28	高下公民館前	0:01		8:56	10:39	12:16	12:54	15:16	18:26
27	菅野郵便局前	0:01		8:57	10:40	12:17	12:55	15:17	18:27
26	山崎西小学校前			8:57	10:40	12:17	12:55	15:17	18:27
25	青木	0:01		8:58	10:41	12:18	12:56	15:18	18:28
24	折橋			8:58	10:41	12:18	12:56	15:18	18:28
23	鍛冶屋橋	0:01		8:59	10:42	12:19	12:57	15:19	18:29
22	比地町東	0:01		9:00	10:43	12:20	12:58	15:20	18:30
21	比地町	0:01		9:01	10:44	12:21	12:59	15:21	18:31
20	矢の口	0:03		9:04	10:47	12:24	13:02	15:24	18:34
19	葛根			9:04	10:47	12:24	13:02	15:24	18:34
18	葛根西口	0:01		9:05	10:48	12:25	13:03	15:25	18:35
17	土万	0:01		9:06	10:49	12:26	13:04	15:26	18:36
16	土万９			9:06	10:49	12:26	13:04	15:26	18:36
15	土万８			9:06	10:49	12:26	13:04	15:26	18:36
14	土万３	0:01		9:07	10:50	12:27	13:05	15:27	18:37
13	土万２	0:01		9:08	10:51	12:28	13:06	15:28	18:38
12	塩山１	0:02		9:10	10:53	12:30	13:08	15:30	18:40
11	塩山２	0:01		9:11	10:54	12:31	13:09	15:31	18:41
10	塩山４	0:01		9:12	10:55	12:32	13:10	15:32	18:42
9	塩山５			9:12	10:55	12:32	13:10	15:32	18:42
8	塩山６	0:01		9:13	10:56	12:33	13:11	15:33	18:43
7	小河内集会所		0:03		10:59	12:36	13:14		
6	大沢１		0:01	9:13	11:00	12:37	13:15	15:33	18:43
5	大沢２	0:01		9:14	11:01	12:38	13:16	15:34	18:44
4	大沢３	0:02		9:16	11:03	12:40	13:18	15:36	18:46
3	段	0:01		9:17	11:04	12:41	13:19	15:37	
2	大沢４	0:02		9:19	11:06	12:43	13:21	15:39	18:47
1	大沢５	0:01		9:20	11:07	12:44	13:22	15:40	18:48
	小茅野2	0:13	0:09	9:33	11:16	12:53	13:31	15:53	
	小茅野1	0:02		9:35	11:18	12:55	13:33	15:55	
				0:53	0:53	0:53	0:53	0:53	0:36